

休日等保育のご案内

保育園は、保護者の就労等のため、家庭で保育できない児童を保育する施設です。通常は土曜日を含む平日の利用しかできませんが、次の要件をいずれも満たす児童は休日等（日曜日・祝日及び年末）に保育園を利用することができます。

利用条件

- 茅ヶ崎市内の認可保育所等に在園していること（市外在住者の方も含みます）。
- 休日等において保護者の就労等により保育の必要性があること。
- 休日等保育の利用月において満6ヶ月以上の就学前児童であること。
- 健康で集団生活ができること。
- 慣らし保育が終了していること。

- 利用できる保育園（※別添の案内図を参照してください）

施設名：茅ヶ崎市立 鶴が台保育園

住 所：茅ヶ崎市鶴が台10-8 （電話 0467-51-0782）

定 員：10名程度

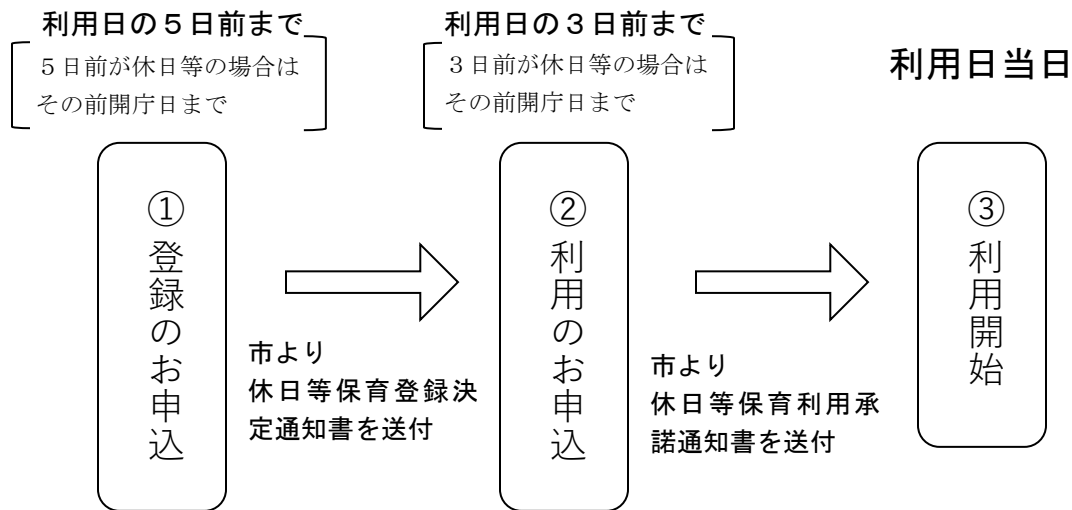
- 利用できる休日等
日曜日・祝日・年末（12月29日・12月30日）

- 利用時間
午前7時から午後7時まで

- 昼 食
各自、弁当及び水筒※を持参してください。
※保育中不足のないよう十分な水分量をお願いします。
夏期は特に消費量が多いので多めに持参するよう心がけてください。
ミルクの場合は哺乳瓶と粉ミルクをご持参ください。哺乳瓶はミルクの回数分ご用意ください。

- 保護者負担額
児童一人につき日額3,500円
保護者負担金は利用日当日に直接、実施園で納めてください。

- 利用方法
事前に登録申込みが必要です。登録されていないと利用できませんのでご了承ください。
登録申込みから利用までの流れは次のとおりです。



① 登録のお申込み（※年度ごとに登録が必要です）

- 1 申込締切：利用日の5日前（5日前が休日等の場合はその前開庁日まで）
- 2 提出先：茅ヶ崎市役所 保育課窓口（本庁舎1階9番）または郵送
- 3 提出書類
 - (ア) 休日等保育登録申込書
 - (イ) 休日等保育登録児童カード
 - (ウ) 休日等就労証明書
 - (エ) その他市長が必要と認める書類（該当者のみ）

- (※1) 提出書類は、保育課の窓口にて配布。または市ホームページからダウンロードできます。
 (※2) 休日等保育の登録後に登録内容の変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。
 (※3) 勤務先の変更があった場合などには、休日等就労証明書の再提出が必要です。
 (※4) 年末保育をご利用いただく場合、休日等就労証明書の再提出を求める場合があります。

② 利用のお申込み

- 1 申込締切：利用日の3日前（3日前が休日等の場合はその前開庁日まで）
- 2 お申込み方法：登録後に発行される2次元コードを読み取り、休日等保育利用申請フォームから申し込み。

- (※1) 利用申込みは、定員に達するまで申込順に受け付けます。休日等勤務が確かでない場合の申込みは、ほかの利用希望者に影響がありますのでご遠慮ください。
 (※2) 登録番号の入力が必要です。休日等保育登録決定通知書に記載された登録番号をご利用ください。
 (※3) 2次元コードは、休日等保育登録者のおみにお伝えしております。市HPや「休日保育等のご案内」には非掲載となっておりますので、用紙を紛失された場合は保育課までご連絡ください。また、こちらの2次元コードは休日等保育登録者以外の方には教えないでください。
 (※4) 電子申請した時点で利用承諾とはなりません。利用の可否についてのメールを2営業日以内に返信いたしますのでご確認ください。電子申請から2日以上経過しても連絡がない場合は、大変お手数ですが保育課までご連絡ください。
 (※5) 申請内容に不備や確認事項がある場合は、電話連絡をさせていただく場合があります。

③ 利用開始

[利用にあたっての保護者の方へお願い]

- ・ 予めお届けいただいた緊急連絡先が変更になった場合は、必ずお知らせください。
- ・ 申し込んだ時間は厳守してください。遅れる場合や、お迎えの方が変更になる場合は、実施園に必ず連絡してください。
- ・ 急遽利用がなくなった場合は、午前8時30分までに鶴が台保育園（電話 0467-51-0782）にご連絡ください。
- ・ 初回利用の際は利用開始時間の15分前までにお越しいたゞき児童の様子をお伝えください。

[病気について]

- ・ 発熱・下痢…保育園において下痢が続いたり、発熱したとき、または食欲・機嫌などの状態が悪いときは、ご連絡しますので、お迎えに来てください。
- ・ 薬はお預かりできません。
- ・ みずぼうそう、はしか、耳下腺炎、結膜炎などの伝染性の病気（感染症）のときは、利用できません。

[持ち物]

- ・ 休日等保育利用承諾書
 - ・ 保護者負担金（児童一人につき日額3,500円）
※おつりが無いようにご用意ください。
 - ・ お弁当（はし、フォーク等）
 - ・ 水筒（ストロー式でないもの）※保育中不足のないよう十分な水分量をお願いします。
※ミルクの場合は哺乳瓶と粉ミルクをご持参ください。哺乳瓶はミルクの回数分ご用意ください。
 - ・ 帽子
 - ・ 手拭タオル（ひも付き）2枚
 - ・ 掛け布団カバー サイズ80センチ×110センチ
（布団は園に用意があります。夏季は持参のバスタオルで代用可）
 - ・ 敷布団カバー サイズ69センチ×122センチ（布団は園に用意があります。）
 - ・ ビニール袋2枚
 - ・ 着替え一式（Tシャツ、ズボン、シャツ、パンツ）2～3組
 - ・ コップ
 - ・ 上履き
 - ・ バッグ（上記のものを入れる）
- ※ 必要な方は、紙パンツ、おしりふき、ポケットティッシュを用意してください。
- ※ 持ち物すべてにフルネーム（ひらがな）を書いてください。
- ※ 使用済みの紙パンツは園で処分します。

[保育園の一日]

7時00分 休日等保育開園
順次登園

[登園時]

- ・登園前に必ずお子様の体温を測ってください。
- ・「休日等保育利用承諾通知書」を提示し、「保護者負担金」を納め、連絡表に必要事項を記入し、保育士にお子様を預けてください。

9時45分 遊び（室内・外など）
11時40分 食事
13時00分 昼寝
15時00分 目覚め おやつ
遊び
順次降園

[降園時]

- ・荷物（着替えなど）を忘れずにお持ち帰りください。
- ・連絡表をご覧ください。

19時00分 休日等保育終了

[災害について]

次の場合は原則臨時休園になりますので、登園前の場合は安全な場所での待機をお願いします。

- 特別警報（数十年に一度の大災害が起これと予想）が発表された場合
- 震度5弱以上の地震が発生し、施設等に被害が確認される場合
- 風水害で休日等保育実施園の地域に警戒レベル3（高齢者等〈子どもを含む〉避難開始）以上が発令された場合

(災害が発生したら)

- ・災害が起きた場合は身の安全を優先した上で、できるだけ早くお迎えに来てください。
- ・引き渡しの際には、保育士の確認を受けてください。
- ・最寄りの災害時避難場所及び広域避難場所などを事前にご確認ください。

[その他]

- ・ 休日等保育を利用することにより、お子さまが保護者の方と過ごせる日がなくなってしまうおそれがあります。休日等保育を利用した場合は、お子さまのストレスとならないよう可能な限りご家庭で保育する時間を設けていただくようお願いいたします。
- ・ 日曜日に休日等保育を利用する場合は、児童の休日等（月曜日から土曜日までの間でお子さまが保護者の方と過ごす日）を設けていただくことを推奨しております。
- ・ 年度の途中で休日等保育の利用をやめる場合は、「休日等保育登録抹消届」を提出してください。
- ・ 偽りの申込みにより利用の承諾を受けたとき、または対象児童となる要件に該当しなかったときは、休日等保育の登録を取消します。

茅ヶ崎市立鶴が台保育園案内図

災害時避難場所(地震により建物の使用ができないとき)

茅ヶ崎市立 鶴が台小学校

広域避難場所(火災による延焼の危険がある場合の避難場所)

スリーハンドレッドクラブ



[交通機関]

JR茅ヶ崎駅からバス
鶴が台団地行

鶴が台名店街入口下車
徒歩3分

※園に駐車場はありません

事務担当 こども育成部保育課 管理整備担当
電話 0467(81)7173